

三条に規定する一部ユニット型特別養護老人ホームであるもの（この省令の施行の際現に改修、改築又は増築中の平成十五年前特別養護老人ホーム（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（以下「特別養護老人ホーム基準」という。）第三十二条に規定するユニット型特別養護老人ホームを除く。）であつて、この省令の施行後に特別養護老人ホーム旧基準第四十三条に規定する一部ユニット型特別養護老人ホームに該当することとなるものを含む。）以下「一部ユニット型特別養護老人ホーム」という。）のうち、介護保険法第四十八条第一項の指定を受けている介護老人福祉施設であるものについては、この省令の施行後最初の指定の更新までの間は、なお従前の例によることができる。

2 この省令の施行の際現に老人福祉法第十五条の規定により設置されている地域密着型特別養護老人ホーム（特別養護老人ホーム基準第十二条第七項に規定する地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）であつて、特別養護老人ホーム旧基準第六十四条に規定する一部ユニット型地域密着型特別養護老人ホームであるもの（この省令の施行の際現に改修、改築又は増築中の地域密着型特別養護老人ホームであつて、この省令の施行後に特別養護老人ホーム旧基準第六十四条に規定する一部ユニット型地域密着型特別養護老人ホームに該当することとなるものを含む。）のうち、介護保険法第四十二条の二の指定を受けている地域密着型介護老人福祉施設（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。）であるものについては、この省令の施行後最初の指定の更新までの間は、なお従前の例によることのできる。

（指定地域密着型サージビスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置）  
 第七条 指定地域密着型介護老人福祉施設であつて、この省令による改正前の指定地域密着型サージビスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下「指定地域密着型サージビス旧基準」という。）（第七十条に規定する一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設であるもの（この省令の施行の際現に改修、改築又は増築中の指定地域密着型介護老人福祉施設であつて、この省令の施行後に指定地域密着型サージビス旧基準第七十条に規定する一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に該当することとなるものを含む。）以下「一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設」という。）については、この省令の施行後最初の指定の更新までの間は、なお従前の例によることのできる。

2 この省令の施行の際現に指定地域密着型サージビスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下「指定地域密着型サージビス基準」という。）（第百三十一条第四項に規定する本体施設（以下「本体施設」という。）である一部ユニット型指定介護老人福祉施設については、この省令の施行後入所定員の減少により指定地域密着型介護老人福祉施設（以下「第一変更後指定地域密着型介護老人福祉施設」という。）となつた場合においても、当分の間、本体施設とみなす。

3 この省令の施行の際現に一部ユニット型指定介護老人福祉施設に併設されている指定居宅サージビスに該当する短期入所生活介護の事業を行つている事業所又は介護保険法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サージビスに該当する介護予防短期入所生活介護の事業を行つている事業所であつて、この省令の施行後に第一変更後指定地域密着型介護老人福祉施設に併設され、その利用定員が当該第一変更後指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員を上回るものについては、当分の間、指定地域密着型サージビス基準第百三十一条第四項の規定は、適用しない。

4 この省令の施行の際現に一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に併設されている指定居宅サージビスに該当する短期入所生活介護の事業を行つている事業所又は介護保険法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サージビスに該当する介護予防短期入所生活介護の事業を行つている事業所であつて、この省令の施行後に第二変更後指定地域密着型介護老人福祉施設（当該一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設のうち、この省令の施行後に指定地域密着型介護老人福祉施設となり、かつ、入所定員が減少したものをいう。以下同じ。）に併設され、その利用定員が当該第二変更後指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員を上回るものについては、当分の間、指定地域密着型サージビス基準第百三十一条第四項の規定は、適用しない。

（指定介護予防サージビス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サージビスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴う経過措置）  
 第八条 この省令の施行の際現に介護保険法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サージビス（以下「指定介護予防サージビス」という。）に該当する介護予防短期入所生活介護の事業を行つている事業所（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。）であつて、この省令による改正前の指定介護予防サージビス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サージビスに係る介護予防の効果的な支援の方法に関する基準（以下「指定介護予防サージビス等旧基準」という。）（第百六十七条第一項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所であつて、この省令の施行の際現に改修、改築又は増築中の指定介護予防短期入所生活介護事業所であつて、この省令の施行後に指定介護予防サージビス等旧基準第六十七条第一項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所となるものを含む。）については、この省令の施行後最初の指定の更新までの間は、なお従前の例によることのできる。

2 この省令の施行の際現に指定介護予防サージビスに該当する介護予防短期入所療養介護の事業を行つている事業所（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）であつて、指定介護予防サージビス等旧基準第二百十八条第一項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所（この省令の施行の際現に改修、改築又は増築中の指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて、この省令の施行後に指定介護予防サージビス等旧基準第二百十八条第一項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所に該当することとなるものを含む。）であるものについては、この省令の施行後最初の指定の更新までの間は、なお従前の例によることのできる。

（老人福祉法施行規則の一部改正）  
 第九条 老人福祉法施行規則（昭和三十八年厚生省令第三十八号）の一部を次のように改正する。  
 第二条第一項第五号イ中、「又は第四十五条」を削る。  
 （地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律施行規則の一部改正）  
 第十条 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第三十四号）の一部を次のように改める。  
 第五条第三号中、「又は同令第四十三条に規定する一部ユニット型特別養護老人ホーム（以下この号において「一部ユニット型特別養護老人ホーム」という。）及び一部ユニット型特別養護老人ホーム」を削る。

（介護保険法施行規則の一部改正）  
 第十一条 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。  
 第三十五条第三項第二号中、「及び第六十一条」を削り、同項第三号及び第四号中「及び六十二条」を削り、同項第五号中、「及び第六十一条」を削り、同項第三号及び第四号中「及び六十二条」を削り、同項第五号中、「及び第六十一条」を削る。  
 第百三十一条第一項第十三号中、「及び第四十条の二十五」を削る。  
 第百三十一条の八第一項第十四号中、「及び第六十一条」を削る。  
 第百三十四条第一項第十四号中、「及び第六十一条」を削る。

（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の一部改正）  
 第十二条 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成十四年厚生労働省令第七号）の一部を次のように改正する。  
 附則第二条中、「又は第四章」を削る。  
 附則第三条第一項中、「又は一部ユニット型特別養護老人ホーム」を削り、同条第三項を削る。  
 （指定居宅サージビス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の一部改正）  
 第十三条 指定居宅サージビス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成十五年厚生労働省令第二十八号）の一部を次のように改正する。  
 附則第三条中、「又は第六節」を削る。  
 附則第四条第一項中、「又は一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所」を削り、同条第三項を削る。

（指定居宅サージビス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の一部改正）  
 第十三条 指定居宅サージビス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成十五年厚生労働省令第二十八号）の一部を次のように改正する。  
 附則第三条中、「又は第六節」を削る。  
 附則第四条第一項中、「又は一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所」を削り、同条第三項を削る。